

# 18 児童生徒理解

## 1 目標

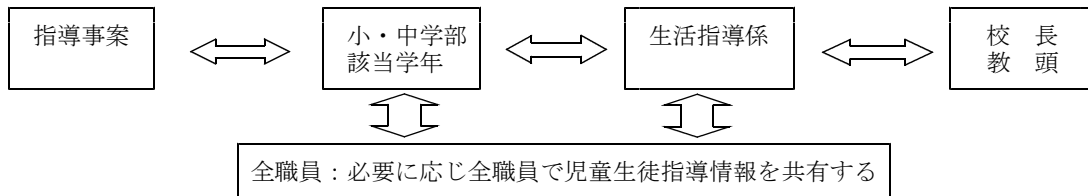
心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指し、社会に適応できる基本的な生活習慣を身につけられるようにするとともに、健康や安全に気をつけ、明るく節度ある学校生活を送ることができるようにする。

## 2 基本方針

- (1) 学校教育活動全体を通して、児童生徒の健全育成を図る。
- (2) 児童生徒の校内での安全を確保するとともに、登下校での安全についても啓発を行う。
- (3) 家庭との連携を保ち、協力関係を築く。

## 3 生活指導について

- (1) 生活指導係を4名の教員により構成し、各学年の児童生徒状況把握と情報交換、問題発生時の指導方針の検討を主とする。事案によっては学年主任や担任が参加する。重大事項については管理職の指揮の下、全職員で対応する。
- (2) 生活指導に関する情報を迅速に職員に伝え、情報の共有化を図る。
- (3) 不定期の分掌部会（児童生徒理解部会）の参加者は、部員および校長、教頭、小中両教務、養教とし、各学年部の状況を集約し、部会で話し合った内容を各学年に伝え、学校全体での連携を図る。



- (4) 問題行動を未然に防ぐために以下のことに配慮して学級経営を行う。
  - ① 児童生徒の多面的理解のための情報交換
    - ・ 日常的なレベルでの情報交換から緊急の対応を迫られる事態における意見交換まで、互いに意見を出し合い、教職員の共通理解のもとに確かな生活指導を実践できるよう努力する。
  - ② 早期発見と継続指導
    - ・ 悩みや課題を抱える児童生徒の早期発見と継続指導の充実を図る。
  - ③ 安全指導
    - ・ 校内生活での安全指導に努め、登下校における注意事項も指導する。
  - ④ 家庭との連携
    - ・ 学校や教職員の指導方針や考え方を懇談会や通信で伝えるとともに、家庭との連携を密にし、信頼関係を築いた上での指導を心がける。校内と校外の責任を明確にしていることを保護者へ伝える。なお、校外の問題行動については、家庭の責任とする。その後、家庭と協力して支援する。

## 4 今年度の指導の重点事項

- (1) 積極的な生徒指導の推進
  - ・ 学級集団の質の向上、学校行事への積極的な取り組み、児童生徒一人ひとりの状況の把握と教育相談。
- (2) 気持ちのよい生活習慣の定着
  - ・ あいさつ、チャイム着席。
- (3) 公共物の扱い方について、ゴミの管理や後始末など公共の物を大切に扱う態度を育成する。
- (4) 学校カウンセラーの活用
  - ・ 問題行動等の対応で、必要に応じて学校カウンセラーを活用し、児童生徒・保護者の心のケアを行う。

### 教師の心得「チャレンジ～積極的な生徒指導を目指して～」

